

(案)

雇児発 第 号  
平成23年 月 日

都 道 府 県 知 事  
各 指 定 都 市 の 市 長 殿  
児 童 相 談 所 設 置 市 の 市 長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

平成23年度地域小規模児童養護施設に係る保護単価について

「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」については、本日付厚生労働事務次官通知をもって一部改正されたところであるが、同通知の第7により、地域小規模児童養護施設（平成12年5月1日児発第489号厚生省児童家庭局長通知「地域小規模児童養護施設の設置運営について」により指定されたもの）に適用される保護単価については以下のように定め、平成23年4月分の支弁から適用することとしたので通知する。

1. 一般分事務費保護単価

地域区分 区 分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100
地域小規模 児童養護施設	円 220,770	円 217,190	円 213,610	円 211,230	円 208,840	円 206,460

地域区分 区 分	3/100	その他
地域小規模 児童養護施設	円 202,880	円 199,300

(うち管理費 41,382円)

2. 加算分保護単価

寒冷地加算分、乳児加算分、1・2歳児加算分、年少児加算分、事務用採暖費加算分、除雪費加算分、学習指導費加算分及び特別指導費加算分保護単価並びに民間施設給与等改善費について支給対象とし、児童養護施設を地域小規模児童養護施設と読み替えて支弁することとする。

3. 事業費保護単価

児童養護施設を地域小規模児童養護施設と読み替えて支弁することとする。